

協議会だより

実施状況調査の結果が まとまりました

全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は毎年、五月二日現在の学童保育の実施状況を調査しています（全国すべての市町村「特別区を含む。以下同」一七四二市町村を対象とする悉皆調査）。この調査は、「放課後児童健全育成事業」を対象としており、ビジネスとして企業や個人が開設する「民間の学童保育」は含まれていません。二〇二五年度もすべての市町村からデータを得ました。調査結果の概要は、本誌今月号の五四ページをらんぐたぐと。

この調査は全国すべての市町村から回答をいただく悉皆調査として、一九八〇年から継続してきました。依頼を控えたのは、二〇二一年、東日本大震災が発生した折に、岩手県・宮城県沿岸部および福島県の原発三〇キロ圏内にある三四市町村と、翌二〇二二年に福島県内の九町村のみです。またこのことは、全国連協の報

道発表資料や調査結果を掲載する冊子にも明示してきました。毎年ご協力いただき、市町村担当課の皆様は厚く御礼申し上げます。

二〇二六年三月五日、厚生労働省内の厚生労働記者会で今回の調査結果について記者会見を行いました（資料は全国連協のホームページに掲載しています）。

放課後や学校休業日の生活は、子どもが自らの過ごし方を考え、決定していくことのできる時間帯であり、子どもの成長・発達に欠かせない大切な時間です。子どもや家庭の実態と願いに応じた、地域の住民や文化との多様で豊かな関わりと施設や事業が求められます。私たちは、子どもに関わるさまざまな事業や施設、それぞれの取り組みや理念をお互いに尊重しながら、連携し、子どもが安心して豊かに育ちあえる地域社会でありたいと願っています。

今後、この調査結果を根拠として、国や自治体に必要な要望をしていきます。

「放課後児童支援員」の資格要件 を二〇二七年度から緩和する方針

二〇二五年一月二七日に開催された子ども

家庭庁子ども家庭審議会子どもの居場所部会「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」（以下「専門委員会」）では、「放課後児童クラブの『事業の質と職員の確保』への対応について」が議題にあげられました。くわしくは、本誌二〇二六年一月号「協議会だより」をらんぐたぐと。

この議論を受けて、放課後児童対策パッケージ「二〇二六」や国の令和八年度予算案では、受講者と認定資格研修を実施する都道府県等の負担軽減のため、国がオンライン研修教材や修了テストを開発するとの考えが示されています。

二〇二六年二月二七日に開催された「専門委員会」では、「放課後児童支援員認定資格に関する基準について」として、つぎの対応策が示されました。

○基礎資格の要件緩和を進めるべきという意見を踏まえ、以下のように対応してはどうか。

- ・「大学・大学院卒業（修了）者において、一年間の従事経験をもつ者」を追加する。「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を変更

・基礎資格の要件として、子ども家庭ソーシャ

ルワーカーを加える。「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を「変更」
・大学四年生等の基礎資格取得見込者の扱いについては、大学三年生（大学に二年以上在学し、六二単位以上修得した者）から受講が可能となるよう拡大する。「実施要綱」を「変更」
・基準の改正等を踏まえ、令和九年度（二〇二七年度）からの運用を目指す。

また、「放課後児童支援員等研修等のあり方について」として、下記の対応策が示されました。

○認定資格研修の質の確保のため、

・令和七年度補正予算「放課後児童支援員の確保に係る認定資格研修推進事業」において作成するオンデマンド研修動画や、過去に作成した研修教材の活用を促し、改正した運営指針の内容（特に、子どもの権利等に関する箇所等）や、シラバスに準拠した研修内容が各地で実施できるように支援する。

・研修講師が作成し、配布等を行う資料については、実施主体等での確認が行われるように、実施要綱を改正する。

○オンデマンド配信研修について、

・受講者、主催者の負担を考慮した制度内容と

し、従事希望者が受講できる環境を広く整える目的で一部科目におけるオンデマンド配信による研修も可能とするよう、実施要綱を改正する。

・合わせて、研修効果を担保するため、受講後のレポートや受講確認等の留意事項についても示すこととする。

* * *

「放課後児童支援員の人材確保」は喫緊の課題です。ところが課題の解決策を、「資格の取得方法を容易化する」方向に求める自治体も出てきています。これでは保育の質の確保そのものが困難になりますし、「子どもの命と安全を守る」という学童保育の役割を揺るがしかねません。

第五一回全国学童保育指導員学校を開催します

指導員には、専門的な力量の向上が求められます。全国連協は、「資格を取得することは学童保育で仕事をすすめるうえで不可欠であり、必要である」として、内容をさらに充実させて、第五一回全国学童保育指導員学校を開催

する準備をしています。

指導員学校は、学童保育の役割と指導員の仕事内容をたしかめ、「子どもにとってどうだったのか」という視点で、それぞれの会場の地域の指導員、保護者の課題意識に沿って、学びつづけてきました。また、こうした学びの機会を持つことが、指導員が働きつづける大きな支えになっていきます。

二〇二六年度は、会場開催に戻しつつも、一部の会場ではオンラインも活用して、全国八会場で開催します。本誌今月号の巻末に案内を掲載しました。受講者一人ひとりが主体的に学び、皆でつくる指導員学校にしていきたいと思います。

*どの会場でも受講できます。複数の会場を受講することもできます（受講料はそれぞれ必要です）。

*連絡協議会などの加盟・未加盟にかかわらず、どなたでも受講できます。保護者や行政職員の方々も受講できます。

*お問い合わせは、全国連協事務局または開催地の連絡協議会まで。

*案内・申込書があります。全国連協事務局または地域の連絡協議会で取り扱っていますので、ご請求ください。